

# 産業廃棄物最終処分場の廃止から跡地指定等に係る流れについて

## 埋立終了届

埋立を終了した日から30日以内に知事に届出  
【法律第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第4項】  
※平成4年7月4日制度開始

↓  
2年以上の環境モニタリング

## 廃止確認申請

【最終処分場の廃止】  
最終処分場の状況が技術上の基準に適当していることを都道府県  
が確認した際に限り最終処分場を廃止することができる。、  
【第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第5項】  
※平成10年6月16日制度開始

### 【廃止基準(主なもの)】

- ・現に生活環境保全上の支障が生じていないこと。
- ・埋立地からガスの発生がほとんど認められない、又はガスの発生量の増加が2年以上にわたり認められない。
- ・集排水設備により集められた保有水等の水質調査の結果が2年以上にわたり排水基準等に適合していると認められること。

## 指定区域の指定

廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削等の土地形質の変更  
が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上  
の支障が生ずるおそれがある区域を指定区域として指定(告示)

### 【埋立て地の区分】

- ① 廃止の確認を受けて廃止された一般廃棄物又は産業廃棄物の  
最終処分場に係る廃棄物埋立地【令第13条の2第1号】
- ② 廃止の確認の制度の施行日(平成10年6月16日)より前に、廃止  
の届出がされた一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場に係る  
廃棄物埋立地【令第13条の2第2号】
- ③ 廃棄物処理法に基づく設置届出がされた一般廃棄物又は産業  
廃棄物の最終処分場に係る廃棄物埋立地のうち、廃止の届出  
の制度の施行日(平成4年7月4日)より前に廃止されたもの  
【令第13条の2第3号イ、規則第12条の31第1号】
- ④ 市町村又は廃棄物処理業者(処分業の用に供するものに限る)  
が設置したミニ処分場又は旧処分場に係る廃棄物埋立地のうち、  
廃止されたもの【令第13条の2第3号イ、規則第12条の31第2号】
- ⑤ 法に基づく措置命令又は行政代執行等に基づき遮水工封じ込め  
措置又は原位置封じ込め措置等が講じられた廃棄物埋立地  
【令第13条の2第3号ロ】

## 土地の形質変更届

指定区域内において土地の形質を変更しようとする者は、着手の  
30日までに都道府県知事に届出【法第15条の19】

↓  
都道府県知事は届出を受理した日から30日間に限り、土地の形質  
変更の実施方法等に關し、計画の変更を命ぜることができる。

## 指定区域の解除

↓  
指定区域内の廃棄物が完全に撤去されるか、又は分解・安定化  
し、ガスや水質が通常の土地と大差がなくなった際には指定を  
解除するものとする。(告示)